

第 12 回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成 22 年 11 月 4 日（木）午前 9 時 31 分～11 時 39 分
場 所	船橋市役所 9 階第 1 会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、 上杉委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、黄木委員、小関委員
欠席委員	柴田委員、大岩委員
市 職 員	込山健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、伊藤保育課課長補佐、 小原児童家庭課長、高山児童育成課長、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古畠課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 資料説明 (2) 提言に向けての論点 (3) (仮称) 配慮事項検討委員会について (4) その他
傍聴者の定員、実数	定員 20 名、傍聴者 11 名
会議の公開、非公開の区分	公開

○会長

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第12回保育のあり方検討委員会を開催いたします。

今日は、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日、柴田委員、大岩委員よりご欠席との連絡が入っています。

まず、会議の公開ですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては、20人とすることを決めさせていただいています。

なお、本日の傍聴希望者は11人いらっしゃいます。どうぞ、お入りください。

〔傍聴人入場〕

○会長

傍聴人の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 議 事

(1) 資料説明

○会長

それでは、本日の議事を進めます。

まず、議事1の資料説明です。事務局からお願いいたします。

○保育計画課長

では、資料1から4についてご説明いたします。

資料1は、第11回検討委員会についての委員意見及び質問でございます。後ほどご説明いたします資料4の枠組みに沿って整理をし、いただいた意見を記載するとともに、質問に対する回答を記載したものでございます。

次に、資料2でございます。市民意見に対する市の考え方でございます。

まず、地域子育て支援につきましては、多様なニーズの把握に努めながら、家庭での子育て支援を含めて研究してまいります。

また、地域子育て支援策の一つとして、さまざまな子育て支援施設における子育て支援センター的な機能の充実について研究をいたします。

さらに、公立保育園での緊急的一時保育の実施や、専門職や子育て支援団体等で子育て支援のネットワークの構築を研究し、多様な子育てニーズにこたえてまいります。

相談体制につきましては、公立保育園や児童ホームなどを活用するなど、身近な相談体制の整備を進めるとともに、保育士が健診会場に出向くなど、相談しやすい体制を研究してまいりたいと考えております。

また、子育て支援ネットワークを通じた情報収集、情報発信などや保育士の出張相談、さらには、教育委員会との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、15 ページでございます。公立保育園民営化に関する配慮事項に関する市民意見のうち、市の考え方でございますが、まず情報提供と説明責任に関しましては、すべての公立保育園を民営化して、すべてを私立にするということではございません。また、民営化実施につきましては、スケジュールの公表や実施計画、ガイドラインを作成していく過程で、より詳細な説明をさせていただきます。また、対象園発表後は、保護者の方々に向けて逐次情報をお知らせするとともに、保護者のご意見を伺います。対象園公表後は、対象園保護者の方々を含めた会議を組織し、事業者の選定から移行期・移行後の事項について決定していきます。対象園選定・公表の時期に関しては、1年ごとに1園ずつ移行し、移行後には事業者の運営状況を評価します。

次に、運営主体のうち、事業者の公募・選定に関しましては、対象園保護者の方々を含め、(仮称)事業者選定委員会を設置して、基準等の詳細を決めていく予定です。設置・運営主体は認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とし、公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。

事業者の選定のうち給食に関しましては、保育内容として、アレルギー対応給食の実施や食育を推進します。

保育料に関しましては、お子さんの年齢と保護者の前年度の所得税額等によって決定され、公・私立とも同額となっております。

障害児に関しましては、公立保育園と同様の保育内容とし、発達支援保育を行うこととします。

職員配置に関しましては、入所児童数に応じて、公立保育園と同様の保育士等を配置することや、認可保育所において一定年数以上の経験を考慮します。対象となる公立保育所に勤務している正規職員以外の職員のうち、希望する者の雇用を促します。

保育内容に関しましては、公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。また、多様な保育ニーズの対応も配慮します。

質の確保に関しましては、民営化ガイドライン作成時には、(仮称)配慮事項検討委員会で保育園利用中の保護者のご意見をお伺いいたします。

次に、円滑な移行・引き継ぎのうち、円滑な引き継ぎに関しましては、移行のための準備期間は1年程度を確保し、保護者の意見を伺いながら、移行計画を策定します。円滑な引き継ぎを行うために、事業者決定後、速やかに保護者・事業者・市の三者による協議を行う(仮称)三者協議会を設けます。移行の際には、保育士などの職員が入れ替わることなどによる保育環境の変化により、子どもたちへの影響に最大限配慮する必要があるため、子どもたちが新しい保育士に早く慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と事業者職員が合同で保育を実施します。その際には個々の子どもの状況の把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行います。

移行後の市の責任に関しましては、保育の質を維持・向上する交流・研修の場を設けます。移行後についても、保護者・事業者・市の三者により協議を行う(仮称)三者協議会で、定期的な話し合いの場を当分の間継続して設けます。

次に、資料3でございます。資料3は、第9回以降の委員意見の要旨をまとめたものでございます。

次に、資料4は、提言に向けての論点として掲げさせていただいたものでございます。

まず、今後、新たに展開する施策についての提言として、1.保育所持機児童対策について、2.地域子育て支援について、3.公立保育所の機能強化、4.保育関係者の連携でございます。

次に、公立保育所の民営化に関する意見・提言として、1.公立保育所の民営化に関する基本的考え方、(1)民営化の目的、(2)民営化の進め方、(3)民営化の手法、(4)設置・運営主体、(5)対象園の選定基準、(6)民営化スケジュールでございます。

1から4の資料説明は以上でございます。

○会長

それでは、本日の議論を始めたいと思いますが、皆様のお手元に、最終報告書の作成に向けて、私がどんな議論をこの2時間でできるかということで、最低限こういった形での確認をしなければならないということで作くり上げたものがございます。手元資料でございますので、傍聴の方には配付していないと思いますが——していませんよね。特例でございますけれども、今日の議論で見ていただかないと多分おわかりにならないと思いますので、配付をお願いできますか。

〔資料配付〕

私は最終報告書の案をある程度の形として今日お示しをして最終回に臨みたいということ、皆さんと前回お約束しておりました関係で、市にもお願いしていました。昨日、今回の資料を受け取りましたが、それが含まれておりませんでしたので、私のほうで昨晚作成したものでございます。今までの議論を含めると、大体これぐらいのことは結論として出せるのではないかとということで出させていただいたものがこの形でございます。

今日、議論させていただくときに、まず市の資料についての質問を皆さんと一緒にしていくことと同時に、最終の報告書案に向けて、ある程度の議論を積み重ねていきたい。これはもちろん皆さんとの議論の中で変えていくものでありますけれども、次回の最終案に向けての形を皆さんと一緒に議論していきたいと思つてつくったものです。

ですので、今日の大きな課題というのは、具体的には皆さんに既に配付されている資料についての質問と、それから最終案に向けての議論ということになってきますので、ご了解いただけたらと思います。

まず、この仕組みについて、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。このような形で今日まず議論をさせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず、今、市から説明がありました資料についてですが、質問を受けたいと思いません。

Aさん、どうぞ。

○A委員

質問の前に、この間、議論の時間がすごく短いということで、私は意見を文書で出させてもらいたいと申し上げたことがあります。委員会の中では文書での発言というルールはないのだということで断られたという経緯があります。今回文書という形で意見が出るということは、私はいいことだと思います。しかし、再三そういうことをさせてもらいたいと言ったにもかかわらず、文書での意見は机置きに限るということで、資料という形で配付させていただけなかったという経緯があります。どうしてこの間の経緯と違うことを今回されたのかということでは、私の意見に対しての扱いに対して非常に抗議したいと思つています。

それと、資料1の2ページの質問の中に行政コミュニティー区に5区と書いてあるのですけれ

ども、5区以外の民営化についてはどうなるのかということが全く触れられていないので、その辺のことについて質問したと思いますが、答えていただきたいと思います。

それから、4ページの地域子育て支援ネットワークですが、「ネットワークづくり、システムづくりに向けて早急に検討」と書いてありますが、これの具体案を示していただきたいと思います。民営化に対する具体案は相当細かく出ているにもかかわらず、このシステムづくり、ネットワークづくりに対して、委員会の中ではこれが本当に必要なのだというこの間の議論が相当あったにもかかわらず、具体案が出ていないということは、非常に片手落ちではないかと思います。

それから、6ページの上のほうの「公立保育所の民営化に関する意見・提言」の「民営化の目的」で、「質の高い民間保育所の参入により、市全体の保育の質の向上を図る」ということですが、この間の議論の中では、認可保育園という法律の中でどちらが質が高いとか低いとかということ限定しないのだということが、委員会の中での一つの申し合わせだったと思いますが、これでは民間保育所が参入することで、質の高い保育が得られる。民間が質の高いのだと市が言っているようにとれるので、そのことを市はどう考えているのか。公立保育園を今まで運営してきた中で、公立保育園の質が民間より低いという評価をしているのか、市の考えを示してほしいという質問だったと思いますが、それに対して答えていただけていないので、答えていただきたいと思います。

それから、その下の質問のところ、これも答えていただけていないのですけれども、前回までの何回かの意見の中で、7月1日の第6回のあり方検討委員会の中で議論のあったことなのですけれども、耐震の対策で前段の4園については緊急性があるので公設公営でという確認のもとに、三山保育園から下の部分について、ここの委員会の中で検討するのだということを経理が確認されて、それで議論が始まったと記憶しております。議事録にも書いてありますので、その緊急性の高い4園については公設公営でいくという議論だったと思います。

それから、8ページの「民営化の手法」ですけれども、船橋市実施計画というのは、ここに持ってきたのですが、「ふなばし行政サービス改善プラン チェックシート」のことかどうかという確認が一つです。多分これだと思うのですが、この文書の中でも移管方式ということについては触れていないのです。民間委託と移管というのは大きく違うわけですから、どういう議論の中でどこの時点で移管を決めたのか。船橋は、大きな政策を変えるときには政策会議が開かれているはずですが、前回のときにも、政策会議は開かれていない、そして部内の議事録もないような話し合いの中で決めたということをお答えされています。移管方式という市の施策にかかわる大きなことを決めるに当たって、部内の議事録もないような会議の中で決めたことをこの委員会に出してくるというのはおかしいのではないかと。市長決裁がとれているのかどうか。私たちは市長の命を受けて、委員としてここへ座っているわけですから、きちんとした市の考え方を示していただきたいと思います。

○会長

すみません。これ一度切らせていただけてよろしいでしょうか。もう15分お話しなさっているので、ほかの方たちのお話を保障したいので、よろしいでしょうか。

○A委員

2回目ですが、意見を切られるの。

○会長

はい。ちょっとほかの方たちの時間がございますので、お願いをします。

○B委員

でも、まとめて言っていたほうが効率的なような気がするのですけれども。

○会長

ただ、ほかの時間がありますので。では、例えばあと2分ぐらいでまとめていただけますか。そうしないとほかの方の発言が保障できないので、お願いいたします。

○A委員

わかりました。

9ページです。民営化のスケジュールについてですが、このスケジュールの中で、当該園の保護者にきちんと知らせるといふ、これまでの市の考え方について申させていただいたのですが、それに対して答えていないということで、答えていただきたいと思います。このスケジュールの中で、どこの時点で当該園の保護者に理解を得るのかということなのです。

10ページですが、市の試算の中で、前回資料で一番最初に財政のことが出されたと思いますが、120定員を想定しているということならば、120定員の園での平均の人数を出すべきではないかと思います。この正規保育士17人という試算の仕方、これは公立保育園がいかにもお金がかかっているのだということが見えるような試算の仕方をしているということでは、財政の試算の仕方に大変不備があるのではないかと申し上げたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。では、また次に保障いたしますので、お願いします。

それではほかの方、ここではご意見ではなく、質問という形で限らせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○B委員

私は5ページのところの質問で、「要支援・要保護の考え方の定義づけはどうか」ということをお伺いしたのですけれども、回答の中では「要支援・要保護は法律上の定義ではなく」と書いてありました。私も別に法律上の定義をお伺いしたわけではなく、事例としては「健診会場の要支援家庭、要保護家庭の発見」ということが書かれていたかと思うのですが、それを本当にどうやって見つけられるのか、見つける基準というのは何なのか、そこがちゃんと研究できているのかどうかということをお伺いしたいと思っていましたので、それに対するご回答をいただければと思います。

○会長

ほかにはいかがでしょうか。ご質問ございませんか。

○B委員

あともう一個、8ページの「移行後の市の責任」の記述です。8ページの一番上に、「さらに、市は引き継ぎにおいて、三者により決定した事項を、事業者が確実に履行しているか定期的に確認します」と書いてありますが、確認をするということの範囲は、問題があった場合に、改善ということを法人に対して介入的に強制することができるのかどうかと言ったら、それはできないということととらえてよろしいのかどうか。確認だけにとどまるということなのか、改善は保障されないという意味なのかということ、はっきりと言っていたいただきたいなと思っております。

○会長

ありがとうございました。意見にかかわる部分につきましては、先ほど私のほうで原案を示させていただいたところで十分に議論をいただこうと思っておりますので、お願いをいたします。

○B委員

ただ、質問への回答、確認という言葉の意味についての質問です。

○会長

はい、わかりました。

ほかにご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、A委員のご質問の中には、議論がある部分もかなりあったと思うのですが、現段階で市がお話しくださることについてのお答えをお願いしたいと思います。

なお、A委員に申し上げたいのですが、手持ち資料ということでももちろん処理をさせていただいてきたのですが、B委員、A委員、それから今までもお出しくださった資料、それからほかの方々の今回ご意見につきましても、実はかなり分量がございました。それで、具体的には、この資料1のように検討会での意見、その後のものについて、こういうふう公表できる形でまとめさせていただいたということですので、決してそれを無視しているというわけではございません。膨大なご意見でございましたので、皆様のものを配付資料にできるような形で取りまとめさせていただいた。そういう配慮をさせていただいていることを申し上げておきたいと思えます。

なお、今日の部分につきましては、何分昨日の資料でしたので、冒頭私の資料という形で皆さんに出させていただいて、今日の議論のたたきにしていただくという意味で配付させていただいたということでございます。

○A委員

私が申し上げたのは、以前に今日のように資料にさせていただきたいという私の意見は通らず、そのときは、委員会にはそういうことはなじまないのだ、ここでの議論だけが委員会のすべてなのだという形で扱われましたので、私の意見も今日のように資料として配付していただけるのならば、そうしていただきたかった。そのことに対して抗議したいということですが。

○会長

具体的には、第1期のときにも、皆さんの報告の中身についてさせていただいたことがあると思うのです。そういう限りにおいて出させていただいたということで、これが原案という形で、要するに添付の最終資料として出させていただいたわけではございません。今日の議論のための資料ということで、手持ち資料として出させていただいておりますので、それについては今までの

扱い方と私は違いがあるとは思いません。むしろ皆さんの 11 回の議論を踏まえて、ご質問とかご意見とかありましたものについて、今日の会議資料という形できちんと出させていただきます。ご質問に対して全部答えていると会議が終わってしまうぐらいの状態でしたので、こういう形で会長としての処理をさせていただいたということでございます。

○C委員（有識者）

私も会長のおっしゃることは別に矛盾していないと思いますが、どの段階でどういう議論をするか、その都度その状況の中でまとめていかなければいけないわけですね。第何回の段階での議論と、それから今回、今日とあともう一回しかないという段階でどうやってまとめていくかという、それはその状況に応じて資料のまとめ方、その他というのも考えていかなければいけないわけで、私は、そこは会長の裁量の範囲内だと思います。

○B委員

ただ、前回の議論も、8月までに大体の方向性とか何かを出さなければいけないという、スケジュールありきでの議論であったと私は認識しておりますので、スケジュール的に厳しかったのは1期の検討のときも同じだったのではないかと。その意味では、もしこういうペーパーで意見を出していいということが最初からあらかじめ決まっていたのであれば、もうちょっと議論の仕方とか内容も変わったところがあったのではないかと。これは、後知恵として思うところがあります。でも、もうそれはさかのぼっても仕方ないことですので、それ以上のことは申し上げるつもりはないのですが。

○会長

それでは、すみません。ここでこの問題については切らせていただいて、市からできる限り短くコメントいただいて、もし必要なものについてもう少し丁寧な報告が後でいいということであれば、ペーパーで出させていただくという形でお願いしたいと思います。

○保育計画課長

申しわけございませんが、最初の質問で、「5区以外の民営化は」という話の趣旨がちょっとわからないので、それは抜かさせていただいて、地域支援の具体案というお話がございました。前回、ちょっと資料を出させていただいたのですが、まだまだ十分ではございませんので、今後さらに具体化するようにつくっていきたいと考えております。

それから、認可保育園、公立・私立の差がないという議論があったというところでございますが、制度としては確かにそのとおりだと思います。ただし、個々の保育園であれば、民間の方でも、運営状況や運営の理念とか、職員の研修体制等さまざまございますので、その中で優良な事業者を選定したいというところがございます。

それから、耐震1期緊急性でやったという、これは以前述べさせていただいておりますが、やはりお子様の安全を優先し、公として建て替えにさせていただいているということで、運営についてもすべてという趣旨ではないと思っております。

それから、8ページの指定管理と移管の話でございますが、これについては市の政策決定のプロセスでございますので、ここであえてご議論いただく議題ではないと考えております。

それから、9ページのスケジュール、当該園、どこでということでございますが、このご提言

をいただいた後、市のほうで民営化に関する計画を策定して、その後いろいろご意見をいただきながら、最終的に決定した後、発表したいと。発表したら、直ちに保護者の方へのご説明、あるいは意見交換等を行っていきたいと考えております。

あと 10 ページの財政効果の部分での試算の仕方がおかしいということですが、今、公立保育園、さまざまな人員配置になっておりますので、平均的に試算するならこの方法がよろしいかと思って試算したところでございます。

次に、要保護・要支援の部分でどのように発見していくとか、とらえていくのかということでございますが、委員のご意見にあったように、健診会場等で保健師の方に丹念にその辺を見ていただいておりますので、そこと連携しながらやっていきたいと考えております。

最後に、移行後の三者の協議で改善できるのかということでございますが、改善できる方向で運営していきたいと考えております。

以上です。

○会長

それでは、これに関する質問はよろしいでしょうか。どうしてもここでご質問がほかのところについてあれば出していただいて、応答したいと思います。そうでなければ本日の議論に入らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○B委員

今の保育計画課長の発言に対する質問なのですけれども、よろしいですか。

まず、6 ページのところの「質の高い民間事業者の参入により」というところに対するご回答で、それは公私を比較して質の高いという意味の表現ではなく、個々の事業者を見れば質の高低はあると。その中から質の高い事業者さんを選定して受託していただくという意味だとすると、その質の高い事業者さんの選定ができるという前提でおっしゃっているのではないかと思います。一応既に選定委員会のあり方といったことも言われていますし、ガイドラインを考えてその中でやっていくということを書いてありますけれども、そういったことでそれは保障できるということでしょうか。

○会長

いかがでしょうか。

○保育計画課長

はい。委員のおっしゃるようには考えております。

○A委員

スケジュールですけれども、今までのお話、市と父母との約束の中では、市全体に公表する前に、まず当該園の保護者に公表し、その後職員団体にも速やかに公表し、その後に市民に公表するということを約束していたかと思いますが、それを変えたということでしょうか。

○保育計画課長

ちょっとその辺は認識が若干違うのかなと思います。まず、市民の方に公表するのが一番だと

は考えております。

○A委員

認識ということよりは、変えたということですよ。

○保育計画課長

特に変えたという考えはございません。保護者も含めた市民の方に公表したいということでございます。

○会長

ほかにございますか。はい、どうぞ。

○D委員

11 ページの「4園については民営化を考えていないということか」という質問に対して、「市が責任を持って整備します。その後の運営については、耐震整備とは切り離して、民営化についての基本的な考え方にに基づき、総合的な見地から検討していきたいと考えております」ということが書かれてありますが、4園についても民営化があり得るということなののでしょうか。

○会長

どうぞ。

○保育計画課長

先ほども申したとおり、耐震の建て替えと民営化はそれぞれの考えに立ってやっておりますので、民営化の基準に基づいて、含めて検討していきたいと考えております。

○会長

はい、どうぞ。

○A委員

先ほど、1番目の私の質問がわかりにくいということで、2ページのところをお答えしていただかなかったわけですが、5つの行政区については公立保育園で残すというお考えがあるようですが、そのほかの園については全部民営化をするということなのかどうなのかというのが書かれていないので、その辺の考えをお聞きしたい。何園民営化するのか、5園以外は全部民営化なのかということです。

○保育計画課長

5つの拠点の保育園以外すべてやるかということだと、そういうことまでは考えておりません。

○会長

この問題については最終のところとも絡んでいきますので、要するにどういう書きぶりにするか

ということで、具体的に先ほど資料の説明がありましたけれども、市民の方々からのご意見に対しても、市の考え方としては全部をするわけではないという書き方が、たしか民営化の質問のところでありましたよね。どこでしたっけ。

○保育計画課長

15 ページの一番上です。

○会長

「すべての公立園を民営化するのか」「そのようなことはありません」という形で。

○A委員

ですから、5園は残すと言っていますよね。

○会長

そのことについてはここでの考え方ですので、具体的には市がどうなさるかということと、こちらがどうするかというのはまた違います。こちらの最終案としてどういう書きぶりにするかというのは、ここでの議論という形にさせていただいてよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員

しつこくして申しわけないのですが、さっき、引き継ぎ後、事業者が確実にそのように決定した事項を履行するかどうか確認し、その確認の方法とかで改善ができるというようなお言葉がありました。素朴な市民感情として、ほかの自治体で、当初数年の間は決定事項をきちんと法人が履行したけれども、その後、例えば園長がかわったというような事態が起こったときに、ガタガタガタッと保育の質が崩れて、最初に決定した事項が履行されていないような状態になってしまったというようなことがあったことを考えると、何か真実味に欠けるなと思います。それでもなおかつそれができるという保証の根拠を知りたいです。

○保育計画課長

できるという根拠よりも、市はそういうふうにしていきたいということで、保護者、法人含めて、システムづくりをしっかりとやっていきたいということでございます。

○B委員

ただ、「したい」というのは希望であって、やはりそれは、市民に対しては市がどういうふう希望していても、決まったことがきちんと履行されることを保証してほしいと望むのが市民の気持ちではないかと思えます。そこのところはちょっと認識が食い違ってないかなと思っております。

○健康福祉局長

補足いたしますけれども、そういった先生のご懸念がなきよう、確認という言葉で表わさせていただきましたが、もちろん例えば三者で決めたことが守られていないとか、保育に問題がある

とか、そういったことが起きた場合には、当然市として何らかの介入ができるようなシステム、これは法的にどうかということはわかりませんが、少なくとも評価、そしてその評価に基づいて介入なり、ご提案なりということが出来る仕組みは考えていきたいと思っております。

○B委員

ただ、それをしてしまいますと、ほかの私立保育園一般に対しても、それなら介入的態度をとることを容認してしまうような気がするのですけれども、それは元来望ましくないことだと思いますし、本当はやってはいけないことだと思っています。指導とか監督といった形はとることはできますし、そういうことは協議の中で私立保育園と市役所の中でやっていただくことは可能ではないかと思うのですが、改善を強制するということは元来できない仕組みになってはいないかということが私の疑問です。

○健康福祉局長

今申し上げたこととおおり、法的にどうかとか、例えば強い意味での監督とか監視というのがどうかというのはもちろんあるのですが、ただ、少なくとも一般の私立の保育園の運営とはまた異なっていて、今回の場合は民営化という局面があって、そしてどう移行していくかという、保育園の中でも別の局面でございますので、その部分については市としても、一般とは違う何らかの関与というのは当然考えなければいけないと思っております。

○B委員

だとすると、民営化を受託した法人だけ、やっぱり今後もずっと特別扱いをするというお考えですか。

○健康福祉局長

ここは今後のご議論をお願いしたいところで、どのぐらいの期間とか、そういったことはもちろん議論としてはあるのだと思いますが、少なくとも移行時においては、当然特別の関与というのはしなければいけないと思っています。

○会長

ちょっといいですか。ご発言があります。では、CさんからEさん、お願いします。

○C委員（有識者）

もちろん、移行期を何年ととらえるかというのは、3年か5年かというのはあるでしょうけれども、移行期というのはなぜきちんとしなければいけないかという、やはり子どもたちのいろいろな面のサポートが必要であるという、そこが第一番だと思うのです。ただ、その時期を過ぎたら、それはもう施設一般に対する、例えば第三者評価のあり方とか、さまざまな苦情をどう処理して解決していくかというシステムのあり方とか、あるいは行政による監督権限の行使のあり方が今のままでいいのかとか、公立も含めて、全体として保育サービスの質をどう担保していくかという、むしろそういう一般的な課題なのではないかなと私は思いますけれども。

○会長

Eさん、どうぞ。

○E委員

今、皆さんが議論していることとはちょっと違ってきてしまうのですけれども、それはよろしいでしょうか。

○会長

では、ちょっと待っていただけますか。この話をまず終わらせますので。どうぞ。

○B委員

移行期に対する配慮をいろんな形で保障するということはおっしゃるとおりで、そういう方法を考えればいいというのも一般論としては理解できるのですけれども、ほかの自治体での事例で、移行期が終了した後に悪くなったというのがあったという事実がありますので、結局、そのところに責任を負うことはだれもできないのだというのがやっぱりすごく不安なところです。

○会長

どうぞ。

○A委員

私はずっと市が移管後も責任を負うのかと思ったのですが、なぜかという、10ページに、公立保育園と同じようにお金を出して加算するのだということが書かれています。今までの民間保育園は、支援児に対する手だての加配の保育士のお金とか看護師のお金を出してほしいという要望があるにもかかわらず、出ていなかったのですが、移管した保育園についてはお金を出すのだということが書かれていたので、ではこれをいつまで出して、いつまで保育が保障されるのかというのが疑問です。

○会長

具体的に今ここでお話をしていただけるのかどうかということなのですが、もう質問の域を超えて、かなり意見交換になっています。最終報告のところに入らせていただいて、そのことも含めて、ここの意見みたいな形でまとめるという形でよろしければそうさせていただきますが、今のことに対してお答えがあれば、資料に対する説明の範囲でやっていただければいいと思います。いかがでしょうか。

○保育計画課長

職員配置につきましては、先ほどの移行期間の関与の問題も含めて、何年ということではないと思うのですが、今後それは議論の必要があるかなと思っています。

○会長

はい、どうぞ、F委員。

○F委員

ただいまの論点について、移行した後どうなるのか、いつまで監督・監視を続けるのかというご意見もあったかと思うのですが、そのためにこそ、事業者選定委員会とか三者協議会とかいうものが設置されるのではないかなと思うのです。そして、選考される方々は、どういう方がこの委員になられるのか知りませんが、そういう面までかなりきちんと見識と力を持った方々になっていただかないと、人の意見に左右されながら、しようがないかという形で選考されたのでは、選ばれたほうが迷惑かと。

それともう一つは、選考する段階でやはりきちんと事業者の意見を十分聞く。なぜならば、今は何かやらせてやる、やらせてやるための条件はこうこうこうだということばかりが並べられる。しかし、実際にそれを受託する側から見たときには、「おい、冗談じゃない、そんなことまでやるのか」と。例えば公立と同じ保育内容が続けなければ云々という段もある。しかし、私立の保育園というのは、こういう子どもを育てたいのだという理念がある。この理念と今公立でなさっていることと違いがあったときに、公立のやっているとおりを引き継いでやらなければ、「おまえさんところは、たとえどういう立派な理念があっても受託はしてもらわないよ」ということになってしまう。これが果たして子どもにとって幸せなことなのか。やはり受託する側の意見というものをたくさん尊重していただかないと。そしてその意見を十分聞き分けて受託を決定していただく。こういうことがとても大事かと思うのです。受託する者が悪者にならないように、そういう立場からの意見のみが出ているのは、ちょっといかがなものかと思います。

○B委員

F先生のご意見は本当にごもつともで、やっぱり受託した法人には受託した法人のお考えがあって保育をされるという、これは本当にごく当たり前のことだと認識しております。

一方、保護者としても素朴な願いというのを持っていて、公立保育園でお散歩保育みたいなのをやっていけば、お散歩保育はやっぱりみんな大好きだったから続けてほしいなとか、おやつが手づくりであったから、手づくりのおやつでいろんなものも食べられるようになったし楽しかったから、そういうものを続けてほしいなとか、そういったもうちょっと素朴なものではないかと思っています。やっぱり子どもたちが毎日大好きだったことがその後も維持されてほしい。それが、運営法人がかわったからといって、子どもたちの楽しみが急に奪われるようなことがあると、やっぱり保護者として納得がいかない。そういうようなことだと私は思っています。

だから、公立の保育を引き継いでほしいということも、運営基準云々かんぬんで、移行期間、きっちりと市が監督責任を負わなければならないという方面のこともあるのだとは思いますが、そこはもう素朴な親の願いと子どもの喜び、楽しみ、そういったものの継続もあるということで、それは一概に全部が法人さんの締めつけになるということではないのではないかと思います。

○F委員

ご意見ありがとうございました。ただ、私は根本的に考えるのは、民営化が必要だとすれば、そこに今いる子どもたちがどう早く新しい環境に慣れるかということが大事であって、いつまでも前はこうだったということで、子どもが新しい環境になれるのを足を引っ張るような親の意見、行政の意見、あるいはほかの方の意見があってはいけない。やはり新しい環境にもし変わるのであれば、早く慣れて、自分をその園で発揮できるように応援をする立場が親であり、そして我々の役目ではないかなと、あるいは行政の役割ではないかなと思います。

○会長

いいですか。そろそろ……

○B委員

関連で一言だけ。今のF先生のご指摘も本当にそのとおりでと思うのですが、だから結局そういうところで考えると、三者協議というもののやり方が非常に難しいのだということはきちんとみんなが共有しておかないと、協議体さえつくればうまくいくということでは絶対はない。保護者の理解を新しく受託した法人さんの考えとすり合わせていくということには、非常に時間とか繊細なテクニックであるとか議論であるとか、いろんなことが必要になって、かなりそれは困難なことなのだという事は皆踏まえておかなければならないのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。この議論はここでちょっと終わりにさせていただきたいと思うのですが、今のご議論は、実はこの後の最終報告にも非常に大きく絡んでくることで、それで私は今質問のところを少し延長させていただきました。

私も今までいろんな自治体でこういった議論にかかわってくる中で、常にこの問題は議論してまいりました。つまり、それは大人側の不安感と、それから子どもの不安感というものなのですが、この問題をどこでバランスをとるかということなのだと思うのです。そして、私たちの見識というのは、あるところ、やっぱり子どもたちは最も自分たちの意見を言えない存在ですので、F先生やB委員がおっしゃったみたいに、子どもたちが主体として、そこで一番安心して過ごせるような方法を私たちは考えなければならない。それは大人としての責任だと思っているわけです。そのために具体的に一番どういう方法が適切なのかということを考えてまいりたい。

それは本当に市のほう、あるいはこれから議論する組織を運営していくというのは大変なことで、その大変なことをやるという決断をしたからには、大人たちの責任としてやらなければならない。そのためにどういうふうにこれからの議論を積み重ねていくのかということで次の議論にしたいと思っておりますが、E委員がもう一人ご発言があるということですので、それを保障した後、最終案のところに入っていきたいと思っております。どうぞ。

○E委員

1 ページのことなのですがけれども、ここに保育ママさん制度を新設されたと。そして、その次に認可外、これに関しては、施設に対する補助制度を検討するということが書かれてありますけれども、この話も漠然としていると思うのです。私、当初からあり方検討会ということにちょっと認識違いをしていたのか、そうではないのか、ちょっと皆さんにお尋ねしたいのですが、船橋に在住している保育を必要とする父兄、これはもうすごく多様化していると思うのです。私どもは認可外というのをやっている関係上、そういうことに大いに接することがたくさんあります。例えば公立にしても認可にしても、時間に限りがあります。ですけど、市のほうは、その時間外の保育に該当する父兄に対してのお話というのはいまだに一回も出ておりません。現実に医療関係に携わっているご父兄の方、それからサービス業ですね。今、サービス業もかなり多様化していると思うのです。そういう方も保育を必要としているにもかかわらず、全然行政としては動いていない。ずっとこれで何度かの検討会に出ていますけれども、そういうことに対しては一回も

議論されていない。私はこれ不思議だと思うのです。同じように船橋市民として市民税を払い、そして普通に働いているにもかかわらず、最初から除外されてしまっている。こういうことはどのように皆さん考えていらっしゃるのですか。ぜひお尋ねしたいと思います。

○会長

この問題につきましては、最終報告案のところでもこの委員会の中での議論というものについて書いていますので、その書きぶりについて、皆さんからのご意見をいただくことで議論することによってよろしいでしょうか。

○E委員

はい、わかりました。

○B委員

ちょっといいですか。

○会長

はい。

○B委員

最終報告の検討の中ではきっとお聞きできないと思うのでお伺いしたいのが、財政検証の面的ことです。以前いただいた資料で、民営化すればこれだけ安くなるという資料を出していただいた中には、移行期だけの配慮かもしれませんけれども、例えば看護師の先生であるとか栄養士の先生であるとか、現行の人員配置を保障するといった面での人件費なんかも含まれていないように思います。それをあれこれ考えてみますと、今までもっとほかにも付加的に発生する新しい協議体の人件費とか、そういったものが加算されたものも乗せられていませんでした。前の資料を今ちょっと持ってこなかったのではっきりとは申せませんが、財政的な節約効果が6,000万円ぐらいという試算があったのではないかと思います。それはそんなには出ないのではないかと思います。そのこのところは財政効果があるという前提でのお話だったかなと思うのですけれども、そこまで財政効果がなかったときに、この民営化というものを正当化するという根拠が成り立つのかなと。人員を子育て支援に回すということだけと考えるとよろしいのかどうかということをお聞きしたいです。

○会長

この点についてはお答え可能ですか。

○健康福祉局長

ちょっと足りないお答えであればほかの者が補足いたしますが、基本的には財政効果は出ると思います。先生ご指摘の、例えば局長以下、課長たちのこの会議に出ている2時間分の給料がどうかとか、運営会を開いたりするのがどうかとか、その費用はまたご趣旨いろいろあると思うのですが、純粹に保育の運営という部分で言えば、前回お出しした資料については、これは今の公立保育園における配置基準と配置を前提に、それを当てはめての試算をしております。そ

の上でのこの差額が出る、また国庫負担金の収入があるという図でございました。ですから、基本的には6,000万円、6,600万円の財政効果はあると考えています。

○会長

このことに対してのご意見でしたら後でしたいと思いますが、質問でしたらば。

○A委員

財政のこともあるんですか。

○会長

もちろん、ここでどういう書きぶりをするかでありますので、具体的には、この中身としてこれは確定ではありません。当然、ここでこういうものを書き込むというような話で出してくださいれば全然構いません。よろしいでしょうか。質問でしたらば、今どうぞ。

○A委員

先ほども申し上げましたが、6,600万円という中の正規保育士の試算の仕方ですけれども、120定員での平均でしたら、120定員のところにいる正規保育士の平均をとるべきだと思うのです。船橋の公立保育園には210定員という園もあるにもかかわらず、全部の27園で割って17人の正規保育士を出すというのは、相当乱暴な試算の仕方だと思います。これだけの額の、本当にメリットがあるんだということにはならないと思いますし、これはきちんとしていただきたいと思えます。

○保育計画課長

この試算の仕方でございますが、120だけで、いつの時点のやるのだということもあると思うのです。今年なのか、去年なのか、5年間なのか、そのやり方でいろいろ変わってまいってまいりますので、平均的にやるのがわかりやすいのではないかと考えてございます。

(2) 提言に向けての論点

(3) (仮称) 配慮事項検討委員会について

○会長

この点については考え方の違いですので、ここでちょっと切らせていただいた上で、最終答申のところを持っていきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。いいでしょうか。

それでは、あとちょうど1時間ですので、最終報告書作成に向けた議論ということで、私出させていただきますが、今もかなりいろいろなご議論がありました。この2期の議論の中でできることは本当に限られています。ただ、最初にこの全体の委員会をいつまで議論するのかというときに、11月中に結論を出すということがどうしても必要であったということの中から、この日程にせざるを得なかったわけです。その中でできること、そして、これからきちんと継続してやらなければいけないこと、このあたりのことの骨格を私は最終報告のところでは出ささせていただくことが必要なのではないかと思っています。

具体的には、今日配付させていただいたような、結論として何をこの委員会が出すのかという原案をつくらせていただいたわけです。今、市の出してこられた資料に対しても、かなりご意見がありましたように、当然ですが、まだ議論が確定できないもの、体制として議論がこれ以上必要だというもの、そういったものもありますので、ここでは、これぐらいのものは少なくとも出せるのではないかと示したものが私のこの原案です。なにぶん、昨日資料を受けてからつくったものですので、十分なものとは言えません。ですので、今の例えば財政の問題等についても、当然、ここで了解が得られれば加筆するというのも可能であるというものですので、ぜひ皆さんからのご意見をちょうだいして、最終の報告案をつくっていきたいと思っています。

具体的に私が考えているのは、一次報告と同じように二次報告——二次報告というのは最終報告ということになるわけですが、二次報告というものでは2つの大きな柱、1つは今後新たに展開する保育施策について、これについては前提であるということです。これが実施されることを前提にして公立保育所の民営化ということに持っていくのだということです。そして、これが書かれた上で、具体的に皆さんとこれまで議論してきたことを収録して参考にしていただくという形での最終報告の形を考えています。

具体的には、今日資料作成していただいた資料4をご覧ください。皆さんもうかなり熟知していらっしゃると思いますが、今日最終案を議論するに当たって、これまで市が示してきたことはどういうものであったかということの資料をつくっていただいたものです。それで、具体的にこれをそのまま最終案にするということではなく、こういう枠組みの中で皆さんのご意見を、賛否を含めて、不安な要素も含めて、これまでの議論の中での発言を入れ込んでいこうと考えているということです。その前提に私が書かせていただいた、こういう結論と言われるようなものを冒頭付けて資料を付ける。そのような形で最終案をつくらうと私自身は今考えているということです。

その形の問題と中身ですけれども、私は今後新たに展開する保育施策、先ほども民営化のことについての詳細な説明に対して、今後新たに展開する保育施策について、工程表等が詳細ではないというご意見やご質問が相次いだように思われます。そのことの中で、具体的に2点ですが、この中で書かせていただいたことがあります。

1つは、やはり待機児への緊急な対応、これはどうしても必要だろうということです。では、待機児への緊急の対応というときに、どういう手法でやるのかということについて、これは先ほどE委員さんからのご発言があったことにも絡むわけですが、つまり、お金を出しなさいという議論まではここでは議論できていない。ただ、単に認可保育所における通常枠の増加、これだけですべて緊急対応ができるとはこれまでの議論ではなっていないのではないか。つまり、そこでは保育ママの制度ですとか、あるいは認可外の保育所、あるいは幼稚園での対応、あるいは一時保育や緊急一時保育、こういったものを総合的に検討していただいて、多様な保育サービスが市内で展開される形で、多様な保育ニーズへの対応ができる形というものを実現していただきたい。これがまず第1の考え方です。

ただ、先ほど皆さんからのご意見にもありましたけれども、対応が多様化して供給主体が多様化するほど、市役所での支援体制は非常に重要である。ですから、保育の質が子どもたちの育ちのためによりよいものになっていくための支援の仕組みとして、研修や指導体制をきちんと作り出していただきたい。これはあとの民営化のことにも絡んでくるかもしれませんが、こういったことを書かせていただいています。

それから、2番目は、保育所にも幼稚園にも通っていない家庭への支援、特に支援が必要であ

るが適切な支援が渡っていない親子。これは先ほどB委員がおっしゃっていた要保護・要支援という概念で、第1期のときに私のところから整理をさせていただきましたけれども、具体的には例えばこの中で示した保護というところと言えば、既に保護の対象となっている、例えば生活保護を受給されている方とか、あるいはひとり親家庭の方とか、外国籍の方とか、さまざまな保護が今行われているわけですが、この保護が行われている家庭が乳幼児期のお子さんを育てていらっしゃる場合に、まだ船橋の場合には、きちんと地域での支援体制というものの方が十分に行われていないということを、1期のところでかなり議論をしてきたわけですが。そういった子どもたち、つまり保護が必要なだけでなく、あるいは支援が必要なだけでなく、まだ地域の中で支援が具体的にきちんと渡っていない。これは支援が必要である子どもたちというような意味で要支援という言葉は私自身は使わせていただいて、単に、先ほどのお話があった障害のあるお子さん、あるいはアレルギーを持っていらっしゃるお子さんという問題だけでなく、もう少し支援というものが幅広く、乳幼児期で支援が必要で、在宅の子育てをしていらっしゃる方たちも船橋の中でたくさんいらっしゃるということがあって、こういった保育園が新たに地域支援の仕組みとしてどうしても今必要なんだということの書きぶりで書いております。

ただ、これが現在、船橋の中で設置されている児童ホーム、保健センター、家庭児童相談室、こういうところのきちんとした役割分担と協働が必要である。しかも、地域で活動しているさまざまなNPOだとか市民活動、こういったところとも今連携が非常に重要であるのですが、船橋の場合にはそのところに仕組みができ上がっていない。ここをつなぐという議論をいたしましたけれども、つないでいく方法というものをぜひ子どもたちや市民たちのために十分作り出していきたい。そのために具体的な地域の連携のための委員会、あるいは具体的な連携のためのシステムというものをつくる。あるいは、そのために今どうしても必要だと思われるような地域支援センターにきちんと訓練された保育士、あるいはこういった地域センターに適切な職員の方を配置して、そしてこの仕組みを具体的に実現するような方向で挑戦していただきたいということで、Iの保育施策についてということで書かせていただいたわけです。

ただ、これは次のところとも関連していきますけれども、その実現に当たっては、実施過程できちんと評価をしながら、この委員会で議論してきた方向性がきちんと実現されているかどうかという、そういうことを点検するような仕組みでやっていただきたいということをここに書いています。これがIの私の書いた内容でございます。まだデコボコしておりますけれども、前半の部分で皆様のご意見、あるいは私なりに前回の議論を踏まえて皆様のご質問や懸念、こういったものを含めて書かせていただいたのがこのIの部分です。

そして、IIの部分は、公立保育所の民営化ということに与えられた大きな課題だったわけですが、少なくともこれはIを実現するために、この財源と人材を確保するということについては、財政状況が厳しい中ではやむを得ないという判断をしたという書き方をしております。

それで、先ほど委員からのご質問もありましたけれども、最低限の影響となるように丁寧に対応していただきたい。そのところで、施設の箇所数などを書くのかどうかということについては、大変私自身も迷いました。当然、皆様のご意見の中で、書かないほうが良いというご意見もあるのかもしれませんが。これにつきましては、また皆様のご意見をちょうだいした上で加筆修正をしていけばいいと思いますけれども、平成23年度予算の反映のために時間の制約があるということの中で、最低限のことを決めるにとどまったという書きぶりをいたしまして、引き続き有識者、保育関係者及び保護者と一緒に民営化の実施方法について検討してくださいということにしまして、後ろですが、11のここで確定すること、あるいはこれにプラスアルファされてもいい

と思いますけれども、最低限の確定事項ということで書かせていただいています。

1つは、保育所の民営化は平成25年の4月からの開始ということでこのところを書きました。それから、2番目には、先ほどのIを実現するためですが、拠点となる保育所という仕組みは、5つの行政コミュニティに最低限1カ所は必要であると。これは委員からかなりありましたように、当然ですが、いくつかここが広がっていけばいいですし、それがいわゆるブロック化されて、さまざまな機能を持つ施設、あるいは役割に展開していけばいいわけですがけれども、ここではまだそこまでは書き切れないということで、行政コミュニティに1園程度の民営化ということの承認ということでどうでしょうかということです。

3番目、これは移管方式なのか、あるいは指定管理なのかということで議論があるところです。また、「認可保育所の運営経験のある」というこの規定を入れることのプラスマイナスもあると思います。当然ですが、これも議論の上で、具体的に市が示された運営経験のある社会福祉法人に限定するというので、これでいいのかどうかという議論は少しする必要はないかと私自身は思っています。これは今までの議論の中でも幼稚園関係の方々にはこういった議論が出ているところだと思います。

それから、5番目ですが、ここからは仕組みの問題です。1つは選考委員会というもの、もう1つが配慮事項を検討していくということ、移行を管理していくという、どうも組織としては3つの組織が必要なのだろうということです。

まず、選考委員会、これはどういう書きぶりにするかということもあると思いますが、5のところ、選考委員会というものはどういう仕組みまでここで書けるかということについて、あるいは書かなければならないかということについて、ここで最低限のものを書きました。

それから、移管の条件ですがけれども、これは保育の移管に当たって一番重要なことだと思います。保育の中身あるいは合同保育の問題等も問題となってくると思いましたが。最低限ここで共有できることということで、まず第1は、職員の職種と人数の配置基準、これについては現行と同じとするということ。これははっきり言うと、今の私立の認可保育園の条件とは当然違ってくるということで、私立保育園の中にダブルスタンダードができることになってしまいます。そのことにつきましては、先ほど来議論がありましたように、法人の独自性、いつも私申し上げるのですが、やはりいい保育をきちんと信頼できる形でできる施設を選ぶということと、そして、その施設と一緒に何年か経った後、きちんと市内での保育を実施する主体として、一緒にいい保育を実現していけるような形で次のステージを考えるということ。これが両方必要になってくるのだろうと思います。そういう点で、Iの最初に書かせていただいたような新しい指導・支援体制、あるいは協議体だと思うのですが、そういうものをつくと同時に、その移行期のところは子どもたち、あるいは親たちにとっても激変になりますので、この親たちと子どもたちの支援をするための条件ということで考えていければと思っています。

7番もまさに同じことなのですが、今までのルールの実施状況を見ておきますと、いろいろな期間の設定の仕方ということがあるので、原則2年ということを決めておいて、その中身については、詳細はもう少し園によって時期の繰り方を変えてみたらどうかと思っています。それは具体的には選考時期、これも私いろいろところで協議してまいりましたけれども、やはり保育士の採用のことなどもかなりあります。それから、もちろん市が移行期にどれだけの人件費をつけることができるかということ、それから、保育園自体ですが、合同保育というものも子どもたちの慣れ方によって相当に違いがありますので、そういったこと等を含めながら、きちんと協議していけるような場ができることが必要なのだろうと思います。そういう意味で、合同保育期間を

含めて公表してから2年ということではどうかと、7番に書かせていただきました。

それから、8番は、先ほど言いました組織の問題です。市の提案は、いわゆる配慮事項の検討ということなのですが、配慮事項というのは、恐らく第1園を実施した後、第2園をどのようにしていくのかということを含めて、当然また見直しが必要になってくるが出てくると思われまます。そういうふうを考えていくと、必要なときに設置するということが必要だろうと。例えば3月までで終わるというものではないのではないかとということ、皆さんのご意見の中から感じまして、必要なときに設置する必要があるというような書き方しております。

9番目ですが、民営化の移行を管理していく。つまり、先ほどいろいろな不安のことも出されておりましたけれども、この民営化によって、もし仮に保育が適切に行われないうときには、具体的に指導・支援していくような仕組み。やはりこれはできれば、不幸なことが起きないように予防していくということが一番大事なことなわけですから、そういった質を担保していくための組織が必要であろうということです。

10番目は三者協議会で、ここの概ね3年程度というのは、今までいろいろな自治体なんかでとられているときの一つのルールの中に大体出てきている時期なのですが、これでいいのかどうかということについても、ご議論いただけたらと思います。

そして、最後には、最初のIのところにかかわってくるのですが、全体としてこれから、今まで皆さんと議論してきたこの保育のあり方というのは、この船橋の中でよりよい保育、あるいは保育所を使ってよりよい子どもたちの育ちや、あるいは子育て家庭を支援していくためには、どうしてもこういった会議体あるいは議論というものがきちんとできるような仕組みが必要なのだ。こういうことをぜひご議論いただきたいということで最後のところをまとめさせていただきました。これが私の基本的な考え方です。

あと、どうぞ皆さんのほうでご意見いただいて、今日足りないものについては、もちろんまた文書で出していただくなり何なりして、最終案、次回の議論に持っていきたいと思っております。

以上でございます。ご意見をちょうだいできればと思います。どうぞ。

○G委員（有識者）

民営化というのは、非常にたくさんの人たちに大きな負担を強いる作業になると思うのですが、そのためにはやはり十分な理解と協力をいただかないとうまくいかないのではないかと、思うのです。そのためには、冒頭で会長の文章にありますように、保育所の定員増、「認可保育所待機児への緊急の対応を求めます」と、まさにこの部分を市が不転の覚悟でしっかりやりまますという態度を示してほしいという意見を我々はしっかり出さないと、民営化ということも必ずしもスムーズにいかないのではないかと私は思います。

資料1に戻って見ていただきたいのですが、1ページ目の中ほどの、待機児童対策をどのように考えているのかということで5行目、「23年度以降は、整備用地の確保などから、予定通りの整備が難しい状況です」、1行飛んで「多様なメニューによる効率的な対策に取り組みたいと考えており」と、これでいいんですかというのが私の率直な気持ちです。

「整備用地の確保など」ときれいな言葉で書いてありますけれども、今、用地がいくらでも出てきます。不動産業者はいくらでも持ってきてくれます。多分、この言葉の裏には予算の確保が難しいという率直な市のご担当の皆さんのつらい気持ちが多分示されていると思うのですけれども、やはり待機児童対策のために十分な予算の確保をするべきであると。

予算はほとんどが厳しい中、ですから絶対額をいくらというのは難しいだろうと思うのですけ

れども、やはり総体的な予算枠の拡大はしっかりやってほしいのだというメッセージを伝えていきたい。例えば予算が厳しくて、ほかの予算が 20%減るのであれば、保育の予算は 10%減にとどめる。ほかの予算が 10%増えるのであれば、保育の予算は 20%増やしていくのだという、民営化を提案する以上は、市の不退転の覚悟を求めるという姿勢をぜひ出してほしいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○B委員

まず、I に限って申し上げたいと思うのですが、先ほどE先生からもご指摘があったように、民営化の進め方に比べてIの書き方が、市の考え方のほうでも実現の方法などもほとんど書いてごさいませんし、非常にあいまいな形になっています。それを考えますと、最悪の場合、民営化だけ進んで、Iが形としてなることがないのではないかと懸念すら覚えてしまうというようなことがあります。いろいろな子育て支援のネットワーク化であるとか、そういったことについては、あいプランの中でもずっと継続して議論されてきていて、前期から後期にかけてもずっとそれは課題として上がっていたと思うのですが、それはお題目としてはずっと掲げられているけれども、なかなか実現に結びついていないという実態が実際のところはあるのではないかと考えております。ですから、いくらネットワークづくりをやろうということとか、多様な保育ニーズへの対応ということであるとか、無認可保育所への支援の考え方とか、そういったことをこういうふうに書いてあっても、実現に対するステップであるとか、仕組みであるとか、そういったことについてほとんど議論がないままでは、Iに書いてあること自体が、G先生もおっしゃっていた定員増ということとか、保育所の新設であるとか、そういうことももちろんそのとおりなのですが、すべて絵に描いた餅になってしまって、結局は民営化だけ進んだという最悪のパターンというの也被考えられるのかなと考えております。

そういったことを考えると、Iについては、補助金の交付体制であるとか、そういったことについて、実際、1期の中でもほとんど議論されてきませんでしたし、2期になっても議論する時間をとることができなかった。そのところを非常に私は問題であったと思いますし、ここのIの書き方はもう少し踏み込んだ形にしていかないと、本当に23年の4月からの待機児童のことをどうするのか、働きたいけど働けない、働かなきゃならないけど預ける場所がない、といった人たちの苦しみとか困難というのはどういうふうに救うのかということが全く見えてこないというのは、私はやはり非常に問題のある提言になってしまうのではないかと考えています。そのところは、議論のバランスが今まで非常に悪かったということ、そこはやはり否定できないのではないかと考えています。

そういったことから、Iについては、E先生なりH先生なりのお考えをいただいて、もう少し踏み込んだ形の書きっぷりというのが私は必要であると思っています。

○会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○A委員

Iに限って言わせていただきますと、私も皆さんの議論と同じように、例えば資料2を見まし

でも、地域支援とか、そういう体制については「研究します」とか「検討します」というような書きぶりだけで、具体的なことが何も出ていない。では、いつまで研究して、いつ結論を出すのかということも示されていない。待機児童がたくさんいる中で、認可保育所の増設というようなことをたとえここに書いたとしても、具体策が何もない。絵に描いた餅になってしまうのではないかとということが非常に懸念される中で、民営化を本当に決断できるのかということが、この委員会に問われているのではないかと思います。

そして、行政コミュニティに1カ所ということで、5カ所の拠点となっていますが、果たして5カ所でいいのかどうかという議論も何も今までしていなかった。私は八千代市に住んでいますが、八千代市は人口が多分10万人前後だと思います。船橋は60万人という中で、八千代市でも7カ所ぐらいの拠点をつくっているかと思いますが、本当に5カ所で60万人の人口で大丈夫なのかという議論も何もされていない。この5カ所がどういう役割を果たすのか、本当に役割を果たせるのか。そのような議論とか、例えば前回出たように、支援が必要なお子さんを発見したときに、誰にどのように報告するのかというシステムがないということとか、かなりの部分で無理があるということを感じます。この段階で民営化を決めるということに対しては、非常に疑問がありますし、私としては無理があると思います。

○会長

ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。

○I委員

IIですが、6番、移管条件としての職員の職種、人数、配置基準ということで上がっておりますけれども、私たち、このあり方検討委員会に最初参加させていただく中で、かなりの公私の格差というのが表面化して、それを皆さんにご共有いただいたと認識しております。その中で船橋の保育を考えるということで、私たちも含めて向上し、そして子どもたちのためになるのだと、これ以降なるのだろうと期待を持って、希望を持ってきているわけでありまして。そういう中で、6番だけをとらえますと、先生がおっしゃったように、ダブルスタンダードということで、他の実施の中でもこういう問題が起きて、民格差というふうに私たちは言うておりますけれども、そういうことはなかなか容認しづらいなど。一時的なことはあったとしても、状況によっては何らかの形でそれを縮めていくという行政的な配慮をしていただかなければいけないと思いますが、まずは船橋の保育が公立ともさまざまな格差といいますか、違いがあるということを超えて、その認識のもとに私たちが一緒になれるというか、さまざまな行政的な配慮をしていただけるという保障をいただけるとありがたいと思っております。

○会長

ほかはいかがでしょうか。

○C委員（有識者）

Iに関してですけれども、何のためにIIをやるかという、それはやはりIをいかに限られた資源を有効活用して、さまざまな一般的な形の保育施策を充実するかという、そこにねらいがあるはずですから、ここをできるだけ充実したものを書き込んでいくということが必要であろうというのは、大方の皆さんと同じです。

それから、G委員と多分同じことになると思うのですが、その中で、一次報告では入っていたかと思いますが、全体の予算制約の中での保育の位置づけという、この委員会というのは、保育関係者だけではない、市民に広く開かれたさまざまな当事者が入って、そこでつくっていくという趣旨の会議体だと認識していますので、そういったさまざまなほかの施策の中で保育の位置づけですね。私の記憶では、ほかの福祉予算が増えない中で、保育は7%か9%増えているという、それなりに重点を置いてやってきている。まだまだ不十分な点はあるとしても。ですから、その辺の全体の予算制約みたいなことは、やはりまた書き込んでいく必要があるでしょうし、その中で保育に対して重点を置くのだと、どこまでやるのだという具体的な施策として、これまで重点を置かれなかった地域とかそういうところにもきちんとやっていくのだというところでⅡにつなげないと、説得力が今一つないのかなという感じがします。

○B委員

順番問わずにお話ししていいですか。

○会長

どうぞ。

○B委員

地域拠点の保育園が5園というところ、やはり私もそれは疑問には思っています、民営化するのが5園というところの根拠になっていると思うので、そここのところの関連性というのは、私はいまだ納得ができないところです。民営化した正規職員をばらまけば地域交流保育士を確保できるということであれば、2園民営化すれば、ほとんど全部の保育園に地域交流保育士を置くことができるはずだと思います。そういったことを考えると、5園というのはやはりちょっと乱暴な数字ではないかなと私は思っています、地域拠点の数を5と限定することが、5園を民営化することと全くバスターでリンクすることであるのであれば、私は別に5園と限定しなくてもいいと未だに思っています。それより地域交流保育士がいる園が増えたほうがいいと思いますし、それに対して5園である必要もないと思っています。

そういったところも考えて、Ⅱの「公立保育所の民営化について」のところで、「財政状況が厳しい中ではやむを得ない判断をしました」ということですが、何回聞いてみても、私はまだ財政状況に民営化が資するということが納得できていません。財政資料として、保育所1園当たりの運営費というところでの資料しか、先ほども指摘しましたように出していない。

移動した保育士の先生たちは、結局、公立の保育園にばらまかれますので、そういうことを考えると、認可保育園の保育費全体で見た場合は、変わらないか、もし財政効果があるとしても、非常に少なくなるか、場合によってはもしかしたら民営化費用がかさんで高くなるかもしれない。そういったことがある中で、これが手放しで安くなるという前提で民営化が進むということは、やっぱり私はまだ納得がいきません。そういった意味では、それはやむなしという判断には、私はまだ至っておりませんので、この「保育のあり方検討委員会で民営化について以下のことを決定しました」というふうに書かれると、私は、委員個人としては非常に心外だということがございします。

細かい提言のことにつきましても、「公立保育所の民営化は、25年4月からの開始とします」

とあります。引き継ぎに要する期間が1年という話で進んでいるかと思えますけれども、これが1年半に延びるといふこととか、そういったことも今後の配慮事項の検討委員会というような協議体がもし設置されるのであれば、そこで検討されることだと、ここは変動する可能性すらあると。そのことを考えますと、私はこのような具体的な書き込み方はできないのではないかと思います。

ほかにも、7番で「合同保育期間を含めて原則2年間をとることが望ましい」ということも、これも2年間になるかどうか。原則といっても、これもほかの自治体の事例で見て2年間になっているところが多いと認識はしていますけれども、その1年の中での引き継ぎ保育の期間が、例えば合同保育の期間が3カ月というのは非常に短いというような評価も定着しているところですよ。ここも2年ということが最初から書き込まれているということ、原則2年という書き方になるということは、余りよろしくないなというか、私は責任をもって、そののところを提言として言うことが委員としてはできないと思っています。

あと、移行期が終了してから概ね3年程度の配慮、協議体とかの設置とか、それと同時に例えば発達支援担当の保育士さんであるとか、アレルギー対応とか、そういった保育内容を維持できるための人員配置というのも有期限であるとすれば、私は、この3年程度というのが本当に正しいかどうか、適切であるかどうかということすらわからないし、この場では、はっきり申し上げられない。そのところを「民営化について以下の事を決定しました」と今の段階で書かれてしまうということは、私はちょっと不適切だと思っています。

○会長

J委員、いいですか。

○J委員

仕事の都合で何度もお休みしてしまって申しわけありませんでした。その中で皆さん議論いただいて、このように進んでいった内容は、大体読ませていただきまして、今ここに至っている経過というのもよく理解しているのですが、地域担当保育士さんが地域に出ていくというところが、会長がお書きいただいたIのところですよ。皆さん、今議論されているような、この地域支援システムをどうするかというところが、やはり緩い感じがします。

それと、ぜひこの会で議論されたことが机上の空論にならないように、ここはもっと詰めていただきたいし、新たにまた私のほうで考えていることを言わせていただきたいと思うのは、民営化されるかどうかわからないのですが、地域担当保育士さんが出て行って地域や家庭の支援をするとか、要保護・要支援家庭に対して地域保育士さんが担当しますみたいな文面がどこかにあったように思うのですが、そこが気になっているところです。先生がお書きいただいた地域支援センターのみならず、子育て家庭を支援する児童ホーム、保健センター、家児相などと役割分担と協力を図りながら、もちろん市民活動やNPOとも連携してということなのですが、これもこうなったらいいなと思うのですが、現実的に私は役割分担ということがちょっと気になっています。私は、子育て支援というか虐待対応、早期発見とかをやっている者ですが、役割を分担してしまうと、虐待はこっち、そうじゃないのはこっちというふうに分かれていってしまう。特にこの地域担当保育士さんが、もし家庭に入ったり、地域支援センターなどで「あれ」という疑問に思うような家庭に接した場合どうするか。先ほどA委員やB委員がおっしゃったようなご心配が私もあります。

そのときに、ではその保育士さんがどう判断するのか、持ち帰った情報をどう管理して、それをどうするかというところは、市が責任を持ってケース管理をし、ネットワーク会議のようなものをぜひ開催していただきたいと思います。机上の空論というか、形骸化したネットワークと名のつくものは日本じゅうどこでもあります。船橋市で、このような会議が持たれているのであれば、この役割分担ではなくて、課を超えた、役割を超えた、その家庭をどうするかという全体の目が行き届くようなネットワーク会議を開催していただきたいと思います。

具体的に言えば、地域に行った保育士さんが、このお母さんが「叩いちゃう」と言っていると。叩いちゃうと言ったら家庭児童相談室か。そういうわけじゃないはずです。虐待というのは、価値観と主観で相当左右されるものです。一人で決められるものではありません。ぜひ持ち帰っていただいて、誰が判断するか、それはやっぱり虐待の窓口である児童家庭課、家庭児童相談室が主役になって、そこが最終的な判断をする。虐待ではない、児童相談所に通報するほどのものではない、これは市内できっと守れるものであれば地域に帰す。では誰が担うのかというところまで考えるようなネットワーク会議を確実につくっていただきたいと思います。

それから、健診の話が知らない間に出ていて、健診に保育士さんが行ってはどうかという話もあったのですが、その議論の中に健康増進課の方がいらっしゃったかどうかわかりません。実は、健診の中には保育士さんが入っている市町村と入っていない市町村があると思うのです。他市では健診に入っていますが、本市では、そこから問診とか、そのご家庭は別に何も問題ありません、心配ありませんと言っている、服装が汚い、きちんと食べさせていないようだというご家庭に関しては、担当保健師さんが必ずついておりますので、私のような心理士のほうに相談に来ていただいています。例えばそこに保育士さんが入ったときに、そういった目を持っていただけるようなシステムづくりが必要なのか、いえ、遊び相手の相談だけでいいのかというところは、ここも議論していかないといけない。

私は、1・6健診、3健はすごくシステムチックになっていると思いますし、児童虐待の発見というよりは予防です。防止活動のほうには割と行きわたっているように感じています。健診に来る人がいるんでしょうかという議論もありましたが、本当に要保護で、これは介入しなくちゃいけないというご家庭は健診にはいらっしゃいません。これは多分、厚労省からも通達があったと思いますが、未受診は全員訪問するようになっていきますので、虐待の早期発見を健診の場というのは、今早急に改めて書くことではないように感じています。

一つ事例を申し上げます。おととい、当市の保健センターで、1・6健診で言葉のことでご相談になった方が、その場では「特に大丈夫です」とおっしゃっていましたが、問診の保健師がよく聞くと、「実は長男のことで悩んでいます」というところで終わってしまいました。保健師はどうしますかといったら、お母さんの了解をとって、別の日に私のほうにいらっしゃいました。言葉の遅れの相談ばかりおっしゃるんですが、最後のほうに「実は叩いています」と絞り出すようにおっしゃいました。叩いたって聞いたらどうするか。私はお話を聞く限りでは、早急な介入は必要ないと思います。じゃあどうするか。これは地域で支えなきゃいけない。一時保育を利用したい、ちょっと子どもと離れたたい、叩いてしまう兄と一緒に過ごしたい、時間をつくりたいとおっしゃいました。一時保育可能な公立保育園がはるか遠いお家の方でした。

やはりこういうことが日々起こっていますので、一時保育の利用とか、この家庭はお金に余裕のある方だったのですが、一時保育のお金を出せない家庭であつたらどうするのか。現実には、日々このようなケースが動いております。ただ、こんなふうに健診の場で拾い上げたケースは、ほとんどもれなく心理相談とかにつながっているはずですので、健診の場合の保育士さんの役割

というよりは、やはり地域に出ていっていただいて、家庭児童相談室や保健師が入りますと、監視かとか、虐待を見破られるんじゃないかとか、虐待を疑われているんじゃないかとドアを開けていただけません。そこに保育士さんが行っていただいて、「保育園に来ない？ こんな遊び方教室があるよ」と言ったらドアは開くんじゃないかと期待しています。よろしくお願いします。

○会長

Kさん、Aさんのほうが先でしたね。

○A委員

私もこのⅠに対しては、今のお話を聞いても5つの拠点ということには、だったら公立保育園27園すべてを拠点にして、公立保育園としての役割をきちんと果たすべきだということを非常に強く感じました。

そしてⅡの民営化ですが、この間、市の財政が厳しいというきちんとした資料が出されてきていないというのが私の認識です。ですから、私もB委員と同じように、厳しい中ではやむを得ないという判断が今の時点ではできません。

それと「民営化について以下のことを決定しました」ということですが、この委員会の中で責任を持って決定できるという議論にはなっていないと思いますし、1番の25年4月から開始ということは、多分、資料6を見てそういう形になったのかと思いますが、この資料6も相当無理があるスケジュールだと感じています。とてもこれで900通もある不安を持ったお母さんたちが理解し得るとは思えませんし、これはあり得ないようなタイムスケジュールではないかと感じております。この時点で委員一人一人が民営化をするべきだという判断を本当にできるのかということが、私たちに問われているわけですから、私は一委員として、とてもこの議論の中で民営化をするべきだという判断はできません。

○会長

お願いいたします。

○K委員

J委員で言われたことに関しては、私も同じようなことを考えています。ちょっとずれるかもしれませんが、1歳半と3歳健診に関しては、私も増進課では、かなりきちんと見ている現状があるなと思います。私自身は、質問の部分で書いているんですけども、保育士さんが3歳健診、1歳半健診に入ることは全然問題ないだろう、でもその中で発見するのは、多分無理ではないかと考えています。

それから、地域の保健師がかなり前から、妊娠からずっと見てきた経過がありますので、その中で突然入った保育士を見つけようということ自体が無理であれば、地域のネットワークとか、増進課、家児相、保育課との横のつながりをとても強化することによって、予防なり回復というところを担えるのではないかなと思います。あえて、地域担当保育士さんの中で発見しなきゃいけない、解決しなきゃいけないと、そういう書きぶりが見られたので、それは違うのではないかと考えています。

保育士が民営化になった後で、地域に出て地域担当保育士として活動していくと書いてありますけれども、私はそれでは遅いのではないかと。この2年間を無駄に過ごして、突然ぽんっと入

っていったって活動するというよりも、もっと前から準備として、増進課なり家児相なりの関係を持って、それで準備をした段階で2年後の民営化を迎えていかなければ、実際には動けないのではないかと考えています。

○C委員（有識者）

民営化に関して、財政的などころが見えないので反対だという意見が複数あります。かえって民営化すると増えるのではないかというお話がありましたが、私自身は、事務局からお出しいただいた資料で、多分、費用は減るのだらうと納得はしています。そういうご意見があるのであれば、残された時間は限られますけれども、もし可能であれば、例えば保育所規模に応じたとか、幾つかの試算をしてみるとか、もう少し丁寧な説明ができるのであればされるというのが一つのあり方かなと思います。

また同時に、批判をしようと思えばいくらでも批判はできるわけです。批判は簡単です。多分批判が出るというのは、前提の置き方が違うんですね。前提の置き方がどう違うのかというのを明確にしないと水掛け論で終わってしまうわけです。そのためには、やはりこれから我々も、何でも行政に対して批判をぶつけていくという対応ではなくて、例えば批判される方は、じゃあどういった試算でやれば、かえって費用が増えるじゃないかと、そういったラフなスケッチでも結構ですので、場合によっては事務局にお手伝いいただいて、こうこうこういう前提でやったらどうなるのかというふうに頼まれて、その結果、やはり増えないじゃないかと、こういう形で議論していかないと、ここが問題だというのはいくらでも言えるわけで、それだけでは余り説得力がないと思うのです。その上で前提の置き方がここが違うねと、そこから議論ができると思うのです。

例えば、所管課の保育課の職員がこの仕事に携わっている費用を算入するべきだという議論がありますが、私は、それはおかしいと思います。一般行政職、たとえ保育課の職員であっても、特定の職務との関係で、それとの対応で給与をもらっているわけではないわけですから、それを算定の基礎に含めるのは、これは根拠がないと思います。ただ、保育士さんは違います。それは当然積算根拠に入ってくるのは合理性がある。あるいは、廃止になった公立保育所の保育士さんがほかの保育所に異動される。その分新規採用が抑えられるという前提で積算されているはずですから、そうすると年次を追っていくごとに財政効果というのは大きくなっていくはずですが、でもそれを含まないというのは、多分別の前提があるのかもしれない。その辺もはっきりさせないと批判のための批判になってしまって、市民一般から見た場合に、それが果たして説得力があるのかということになってくると思います。

それとは別に、このⅡの内容について2点だけ述べさせていただきますけれども、この配慮事項検討委員会、資料の5にありますけれども、この組織は、もう少し有識者と関係者のバランスを変えたほうがいいのではないかというのが私の意見です。特にこの委員会は、長期的に特定の園だけではなくて、民営化全体を見据えたものになっていくとすれば、その都度変わっていくのかもしれませんが、やはり保育も含めた専門家の方の比率をもっと上げて、場合によっては、例えば3：3：3とか、利害をもつ関係者の皆さん、5名であっても3名であっても複数の方が入って、そこで十分議論していけばいいわけですから、バランスの置き方というのをもう少し変えたほうがいいのではないかというのが一つの意見です。

それから、移管の仕方が最も重要であるというのは私も同じです。先ほど私が発言したことに絡みますが、この11までの間で非常に長期的に重要だと思うのが、この11番の「保育の質の担

保のための市内全体の支援のしくみの構築」という部分です。私は船橋市が今どういう対応をされておられるのかわからないのですが、やはり質の保障のためのシステムというものが、先ほど私が言ったような、第三者評価とか苦情解決システムとか、あるいは、その監督権限の行使とかいろんな面があると思いますけれども、そういうものをこれを契機にしっかりつくっていくという、その一つのきっかけにさせていただきたいなと思いますので、私はこの 11 も非常に重要であると思っています。

長くなりましてすみません。

○B委員

今、C先生から、前提の確認をしておかないと、批判のための批判で水掛け論になってしまうというお話がありましたけれども、そこは、委員としての立場の違いということから考えれば当然のことだと思っています。やはり有識者の先生方と違いまして、私は保護者の立場を可能な限り代弁する立場、そこを配慮した発言をする立場としてこの場に参加させていただいておりますので、批判のための批判ということが起こり得るということは当然のことだと思っています。私一人の批判すら答えられなくて、私が代表しているわけではないですが、私の背後にいらっしゃる、7,000人ぐらいはいらっしゃるかと思いますが、そういった公立保育園入所の保護者の方々を納得させることは、私は難しいんじゃないかと思っています。

財政の根拠について納得できないと申し上げましたのは、資料の提示の仕方が、今の段階では1園あたりの比較は出ないだろう、保育費総額で本来見るべきであろうということと、市の職員の給与のうちのどれぐらいが民営化にかかっているかということにつきましては、他自治体の訴訟事例の証拠資料からも拝見したところでありまして、そういう計算の仕方があるのだということをお教えいただいたということがありますので、そういった質問に対してどういうふうに答えていくのかというのを考えてしかるべきだというふうに思っています。そのこと自体が適切・不適切であるかということ議論するのではなく、そういった疑問に対して、市役所としてどういうふうに答えていくのかといったことが重要なのではないかと考えております。

○会長

あと発言のある方、もう終わりの時間が近づいておりますので、端的にお願いしたいと思いますが、ここでご発言のある方は挙手をお願いいたします。

L委員、どうぞ。

○L委員

この案のところの一番最初のところに、前提であるというこの内容を書くことは必要だと思います。ただ、この内容がそうだねと納得できるためには、もう少し具体的なものがここに書かれていないと、この内容をもって読む人が大勢いらっしゃるということと——この議論の内容の後ろに次の文章は続くということでしょうか。そのところに具体的な検討された内容が続いていくということですか。

○会長

はい。

○L委員

そのときに、先ほど話にあった、この方法については研究しますとか、それから具体的にそれについては検討していきますという内容が続いていくということですか。

○会長

具体的には、先ほど申し上げましたけれども、この資料4に出されているものに、皆様のご意見を前と同じような形で賛否のところを入れさせていただいて、それでこれをつけようと思っています。その結論として、これをつけるという形を考えている。先ほど申し上げたとおりです。もちろんそれについても、もし、いや、こういうのではなくて、こういう形がいいということであれば、事務局に頑張ってもらって、今週中ぐらいにでもつくってもらいます。皆様のご意見でこれが入ってないとか入っているという話がまた前と同じようにあると思いますので、それについては出させていただこうと思っています。

○B委員

Iに関してですけれども、J先生、K先生のお話を伺いまして、本来、「第2に」に保育所にも幼稚園にも通っていない家庭の支援ということも書き込むのであれば、やはり児童家庭課、児童家庭相談室の機能の強化といったことをきちんと書いた上で、保育士も参加するような子育て支援コミュニティをつくるという書き方をしておかないと、なかなか実現性が高くないのではないかなと懸念しています。保育士がどの程度かわかるかということがこの民営化の根拠に今までされてきたわけですから、そこの責任体制であるとか、実現の可能性であるとか、数値的な根拠も含めて、そういったこともきちんと書いていない限り、IIにはすんなりと考えはつながらないというのが私個人として思うところです。そういったことを考えましても、Iの「第2に」のところの書き方については、もう少し具体的な書き方が必要だと思います。

○会長

わかりました。

○A委員

すみません、ちょっと今のわからなかったんですけど……

○会長

簡単をお願いします。

○A委員

最後の提言の書き方について、これからお話があるんですか。

○会長

もうこれで終わりです。先ほど言いましたように。

○A委員

そうすると、民営化については断定した形での書き方が載るということなんですか。

○会長

具体的には、今日皆さんのご意見をいただいたものを基に、もう一度書き直しをして、当然ですが皆さんのお手元に事前にお送りする形になります。これは、今お話ししたように、今日の議論のためのたたき台ですので、今日皆さんのご意見いただいたものを踏まえて、最終の答申案という形でつくらせていただいた上で皆さんに配付しようと思っております。それで最終的なご議論をいただければと思っております。これは次回の議論の仕方ですけれども、よろしいでしょうか。

(4) その他

○会長

では、最後の議論の仕方にまで入ってしまいましたけれども、事務局から最後何かございますか。

○保育計画課長

もう時間がございませんので、資料5、6については、ほとんど説明ができない状況でございます。資料5につきましては、目的は民営化のガイドラインをつくる、2番目は、じゃあ何を所管するのかというところでございます。3番目の組織につきましては、先ほどC委員よりもご意見ございました。これは、あくまで案でございますので、この辺もこの会議でご意見いただければと思っております。

資料6につきましては、今後の予定でございます。配慮事項検討委員会をどの時点でやって、それをどう反映するかというのを図のような形で提示させていただいたところでございます。

以上です。

○会長

それでは、これからの進め方ですが、私のほうから申し上げさせていただきます。

先ほどA委員からもございましたけれども、今日ご議論いただきましたこの最終報告の結論の部分の書きぶりについて、今日も議論いただきながら、これは両方あると思うのです。つまり書くことによって実現する部分と、書くことによって実現しないもの、両方出てくると思うのです。やはり書き込まなければ実現できないことはありますし、書き込むことによって、逆に制限がかかってしまうということもある。これは皆さんのご意見のとおりだと私は思っております。そうした上で具体的な最終案を会長としてつくらなければなりませんので、今日皆さんのご意見をいただいたものをもとに、来週中ぐらいに皆さんのお手元に届けさせていただいて、最後の議論、11月18日になりますので、その週でご検討いただいた上で、18日の議論ができるようにさせていただきます。と思っております。

先ほど幾人かの方からもご要望ありましたけれども、さらに市への追加の資料の提出等がありましたら、それは予定どおり今週の金曜日までに事務局にお申し出ください。それに対応させていただきます。と思っております。

最終案を次回議論したいと思っております。多分、いろいろ皆さんのご意見等もおありになると思いますので、ご質問等につきましては、できれば事前に事務局にお寄せいただければと思っております。皆さんとこうして議論することによって、どんどん最終報告というものがより豊かな

ものになってくると思っております。最後は、既定のものとして考えるのではなく、最後のところももう一回議論して、最終案を確定させていくというふうに最終の会を考えたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思っております。

○A委員

ちょっとわからなかったのですが、質問というのは来週手元に来る、それに対する質問ですか。

○会長

それは違います。

○A委員

それではなくて？

○会長

はい、それではなくて、です。

よろしいでしょうか。

委員会だよりについて、ご質問、ご意見いいですか。

それでは、これで終わりにさせていただきたいと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局

今回は、11月18日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

それでは、本日はどうもありがとうございました。第12回検討委員会はこれで閉会します。

午前11時39分閉会